

南相馬市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について（素案）

1 条例改正の趣旨

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始され、社会保障・税制度に関する事務処理の効率化や、行政手続の簡素化が図られています。

このたびの条例改正では、市民の行政手続における窓口での負担軽減をより一層進めるため、マイナンバーを利用する事務の範囲を拡大するものです。

2 条例改正(マイナンバー利用事務の追加)の概要

(1) マイナンバーの独自利用の根拠及び事務の選定

ア 番号法及び条例に定める事務

マイナンバーは、社会保障（介護保険、生活保護等）、税、災害対策の3つの分野において番号法で定められた事務（以下「法定事務」という。）で利用することができます。地方公共団体は、法定事務に準じた事務のうち、条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）についてマイナンバーを利用することができます。

イ 独自利用事務の選定基準

上記を根拠とし、次の3点のいずれかに該当する事務を独自利用事務とします。

- ①市民への金銭や物品等の支給や補助、貸付に関する事務であること
- ②個人情報保護委員会が情報連携の対象となる独自利用事務の事例として示した事務であること
- ③法定事務に関連が深い事務であること

以上のことから、資料2の34事務を独自利用事務とすることとします。

なお、独自利用事務の選定においては、選定基準に該当する他に、市民の負担軽減（手続における添付書類の削減）、事務の効率化等が図られることを前提としています。

(2) 独自利用事務において利用する特定個人情報

独自利用事務の処理を効率的に行うために、庁内の関係課間で特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）を情報連携できるように条例に追加します。

これにより、市民の方が申請や届出を行う場合、提出が必要な住民票や所得証明等が省略できます。

3 情報提供ネットワークによる情報連携

(1) 法定事務の情報連携

平成 29 年 7 月より、国が整備を進める情報提供ネットワークに接続し、国、県、市町村等の間で情報の照会・提供を開始します。

(2) 独自利用事務の情報連携

ア 独自利用事務とする 34 事務のうち次の 4 事務については、庁内のみでマイナンバーの利用、情報の連携を行います。

- ・南相馬市母子栄養食品支給事務取扱要綱による母子栄養の支援を必要とする妊産婦及び乳児に対する栄養食品の支給に関する事務（資料 2 No. 26 の事務）
- ・南相馬市東日本大震災による被災住宅再建支援事業補助金交付要綱による住宅の再建を行う者に対する補助金の交付に関する事務（資料 2 No. 28 の事務）
- ・南相馬市子育て世帯及び若年夫婦世帯定住促進事業奨励金交付要綱による子育て世帯及び若年夫婦世帯に対する奨励金の交付に関する事務（資料 2 No. 29 の事務）
- ・南相馬市大学一時金融資産利子補給要綱による利子補給金の交付に関する事務（資料 2 No. 31 の事務）

イ 30 事務（資料 2 情報連携予定欄が○の事務）については、法定事務における情報連携と同様に平成 29 年 7 月より、国、県、市町村などの間で照会・提供を行うものとします。

ウ イの情報連携を行うためには、個人情報保護委員会規則に定められる必要があることから、今後、事前登録、届出、個人情報保護委員会の審査・公表の手続を行います。